

令和9年度えびの市国民健康保険税率等の改定(案)について

国民健康保険事業は各市町村が個別に運営をしてきましたが、市町村間の負担格差や小規模市町村の財政運営の難しさが問題とされていました。平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担い、市町村は引き続き、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保険事業を実施しています。

国民健康保険法に基づき、市町村は、都道府県に「国民健康保険事業費納付金」を納付する必要があるため、都道府県が示す市町村ごとの「市町村標準保険税率」を基に税率を決定し、保険税を賦課・徴収することとなっています。

現在、国及び宮崎県では、県内どこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険税とすることを目標に保険税水準の統一に向けた取組が進められており、本市においても、「第3期宮崎県国民健康保険運営方針」等を踏まえ、保険税率等の見直しを行う必要があります。

今回の改定は、こうした国及び県の取組に対応するとともに、えびの市国民健康保険事業の安定的な運営を目指し行うものです。

◆保険税水準の統一に向けた国民健康保険税率等の改定の概要

①保険税の標準的な算定方式に移行

現行の4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）※1から、県が示す3方式（所得割・均等割・平等割）に変更を行う。

※1「国民健康保険税率等の区分」（2ページ）をご確認ください。

※ 資産割廃止の背景

収益を生まない固定資産（宅地、小規模な田畑など）に課せられている。また、固定資産税との2重の負担感があるなど。

②保険税の標準的な賦課割合に移行

県が示す標準的な賦課割合を踏まえ、所得割・均等割・平等割の負担割合の変更を行う。

標準的な賦課割合は所得割：均等割：平等割＝50：35：15。

※えびの市は均等割が低く、平等割が高い傾向にある。

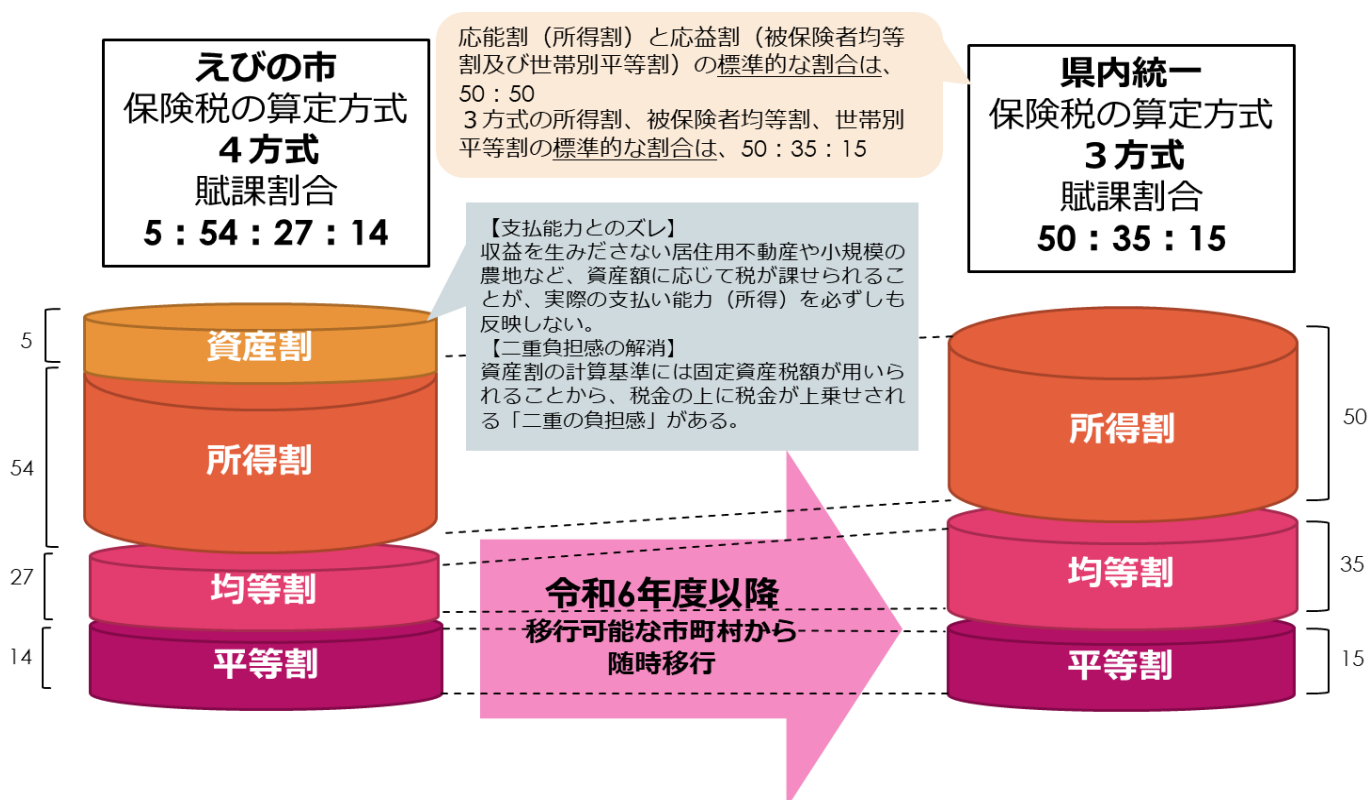
③保険税の市町村標準保険税率及び県内市町村平均税率との均衡

保険税率選定の条件を、「国民健康保険事業の安定的運営のために必要な、適正な保険税負担水準の税率」及び、「市町村標準保険税率と県内市町村平均税率との大きな乖離がないこと」として、本市における令和9年度の保険税率等を算出しました。

◆ 国民健康保険税率等の区分

区分	保険税の計算
所得割	(国保加入者の前年中の総所得金額 - 基礎控除額 43万円) × 税率
資産割	国保加入者の本年度の固定資産税額(土地・家屋) × 税率
均等割	世帯の国保加入者数 × 税額
平等割	1世帯あたりの税額

◆ 令和8年度えびの市国民健康保険税の現状と標準的な算定方式及び賦課割合の比較



◆ 令和 9 年度保険税率表

		現行税率	改正案税率	差
医療分	所得割	9.74%	10.00%	0.26%
	資産割	21.00%	廃止	-21.00%
	均等割	26,800円	30,900円	4,100円
	平等割	22,400円	20,700円	-1,700円
後期高齢者支援金 分	所得割	2.84%	3.20%	0.36%
	資産割	6.00%	廃止	-6.00%
	均等割	8,200円	13,100円	4,900円
	平等割	6,100円	6,700円	600円
介護納付金分 40～64歳	所得割	2.50%	2.40%	-0.10%
	資産割	7.57%	廃止	-7.57%
	均等割	8,800円	9,900円	1,100円
	平等割	6,100円	6,000円	-100円
子ども・子育て支 援納付金分	所得割	0.34%	0.50%	0.16%
	均等割	1,038円	1,300円	262円
	18歳以上均等割	71円	200円	129円
	平等割	675円	900円	225円
合計	所得割	15.42%	16.10%	0.68%
	資産割	34.57%	廃止	-34.57%
	均等割	44,909円	55,400円	10,491円
	平等割	35,275円	34,300円	-975円

◆ 被保険者数・国保事業費納付金等の推移

年度	R6	R7	R8	R9（見込み）
被保険者数	4416人	4197人	3997人	3850人
国保事業費納付金	673,813,493円	587,033,899円	580,629,000円	570,000,000円
1人あたりの納付金額	152,585円	139,870円	145,266円	148,052円
本市の保険税率	税率改定	据え置き	据え置き	税率改定

◆ 改正による影響（モデル世帯の保険税比較）

世帯構成	所得	資産税 (5.5万)	R8年度課税額 (円)	R9年度 課税額見込額 (円)	増減
2人世帯（70代夫婦）	課税所得0万円	有	45,100	35,600	-9,500
		無	30,300		5,300
4人世帯（40代夫婦、小学生2人）	課税所得37万円	有	173,400	175,900	2,500
		無	154,500		21,400
4人世帯（40代夫婦、小学生2人）	課税所得157万円	有	417,000	439,100	22,100
		無	398,000		41,100

今回の改定では、これまでの4方式による算定から資産割を廃止し、3方式へ移行するとともに、県が示す標準的な賦課割合に変更します。また、各税率についても、市町村標準保険料率を踏まえ、本市の保険税率をおおよそその水準に近づけるよう見直します。これにより、国民健康保険事業の安定した運営を図るとともに、税率改定による被保険者のみなさまへの負担を少しでも緩和できるよう取り組みます。